

# 全国知事会「共生社会の実現に向けた十の提言」に対する見解

2017.9.29

公明党

## 1 国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

### ○地方への権限・財源移譲、地方分権改革の推進

公明党はかねてより、党の重点政策等に地方分権改革を掲げ、その必要性をいち早く主張してきました。これまで国と地方の税源配分の見直しや国から地方への税源移譲などを進めてきたほか、先般の通常国会では、平成 26 年から新たに導入された「提案募集方式」に基づく「第 7 次地方分権一括法」の成立に尽力しました。

財源については、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続的な確保をはじめ、地方公共団体が、地域の実情に応じて自主的・主体的に地方創生等に取り組めるよう、引き続き必要な財源確保に取り組めます。

### ○憲法における「地方自治の本旨」の規定

公明党は、施行 70 年を迎えた日本国憲法を優れた憲法であると評価しています。現行憲法は、日本の民主主義を進展させ、戦後秩序の基本となりました。とくに、「国民主権」「基本的人権の尊重」「恒久平和主義」の 3 原理は普遍の原理であり、将来とも堅持します。

一方、憲法施行時に想定できなかつた課題が明らかになり、憲法規定に不備があるためそれを解決できないのであれば、そのために新たな条文を付け加えること（加憲）によって改正することを考えています。

これまで加憲論議の対象としてきた項目は、例えば、①地球環境保護を含めた環境の保護を憲法上の権利もしくは責務として位置付けるべきかどうか、②地方自治をより強化するため、自治体の課税自主権の拡大など行財政運営の充実を定めるべきかどうか、③国家の緊急事態にこそ議会制民主主義が機能すべきとの立場から、緊急事態に国会議員の任期の特例等を設けるべきかどうか、などです。それぞれ多岐にわたる論点があり、さらに議論を深めてまいります。

### ○参議院の「合区問題」の解決

平成 26 年参議院選挙制度改革の改正法の附則には、「平成 31 年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しを検討し、結論を得る」旨が明記されており、合区問題の解決策を含め、今後議論していく予定です。

公明党としては、司法の求める投票価値の平等と参院選の意義などの観点から、望ましい制度として大選挙区制の提案などを行っております。

### ○国と地方の協議の場の設置

公明党は、「地域主権改革」の新たな一歩として、国と地方の「協議の場」の設置を推進

し、この「協議の場」を新たな地方自治の基盤にするなど、その重要性を訴えてきました。

国と地方の協議の場の運営規則に基づく分科会の設置を含め、引き続き、地方の声が国会の中で反映されるように取り組んでまいります。

### ○新たな国・地方協働型の仕組みによる行政運営の推進

地方自治体が自ら考え実行できるように、平成 26 年から新たに地方分権改革に関する「提案募集方式」が導入され、地方の提案を広く募集し、実現に向けて検討しています。

また、公明党は、平成 26 年に都道府県と政令指定都市が同種の行政サービスを行う“二重行政”解消のため、政令市の行政区をより大きな権限を持つ「総合区」に格上げできるようにした改正地方自治法を成立させました。引き続き、国と地方の役割分担を明確にしつつ、地域ニーズに柔軟に対応した効率的・効果的な行政運営を推進するため、その仕組みについても検討してまいります。

### ○「従うべき基準」や「義務付け・枠付け」の見直しについて

「従うべき基準」を見直すため、地方分権一括法により、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する「義務付け・枠付け」の見直し等を行っています。

第 7 次地方分権一括法においては、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲する」などの見直しが行われました。

これからも福祉分野等についての「従うべき基準」や「義務付け・枠付け」について、必要な見直しを推進していきます。

### ○地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

地方自治体が、子育て支援の拡充などの全世代型社会保障の実現をはじめ、地方創生や地域経済活性化などの課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額の確保を図ります。

### ○地方の財源不足の補てん（安定的な交付税総額の確保等）

地方団体が、国民生活を支えるための様々な行政サービスを提供し、安定的に財政運営を行えるよう、地方交付税等の一般財源総額の確保を図ります。

### ○国と地方の財源配分の見直し

平成 29 年度の地方の一般財源は、62 兆 803 億円と過去最高額を確保しました。これからも安定的な財源確保に取り組んでまいります。

### ○平成 31 年 10 月までの消費税・地方消費税の 10%引き上げ

法律に明記されている通り、消費税を 10%に引き上げ、地方財源の安定的な確保を推進します。

## 2 国と地方が共に輝く地方創生の実現

## ○地方の人材不足に対応した人材育成・確保策

未来を担う子どもたちや青少年が、様々な体験を通じて、未来を切り開く力を身に付けるため、自然体験活動、文化芸術体験活動、職場体験活動、スポーツ体験等の体験活動を推進します。また、地方への人の流れをつくるため、地方創生インターンシップの受け入れ企業や業種を拡大するとともに、地方公共団体が実施する奨学金返還支援制度の全国展開を図ります。

## ○地方大学の振興と必要な財政支援

東京一極集中の是正を図り、地方で有為な人材育成を推進するため、東京 23 区内の大学の学部・学科の新増設の抑制を推進します。また、地方大学を活用した地方創生の新展開に向けて、産学官連携によるイノベーションの創出、地域の専門人材育成、産業振興を推進するための新たな交付金を創設します。

## ○政府機関の地方移転など「地方への新たなひとの流れ」の創出

地域イノベーションの好循環や若者の雇用創出のため、政府関係の研究・研修機関や企業等の地方移転を推進します。

## ○高速道路、整備新幹線など地方創生に不可欠な公共交通機関の整備等

高速道路、リニア中央新幹線、整備新幹線等の整備は、地方創生の基盤として不可欠であるとともに、地域に希望と活力を生み出す事業と考えております。リニア中央新幹線については、現在工事中の品川・名古屋間の工事を着実に進めます。

整備新幹線については、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）・北陸新幹線（金沢・敦賀間）・九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の 3 区間の整備を、最優先課題として、与党内でも議論を進め、確実な整備を実施します。新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期の格上げについては、基本計画路線も含めたわが国の未来の幹線鉄道ネットワーク等のあり方や整備手法等をよく調査・検討しながら整備を進めていきたいと考えます。

高速道路の本来のネットワーク機能を大きく発揮させるためにはミッシングリンクの早期解消が重要です。企業立地や観光振興、さらには地方創生にも大きく貢献する「高速交通網の整備」を着実に進めます。その際、整備の優先度や必要性、未来性などを十分に検証し、地域のニーズもしっかり踏まえながら推進していきます。

少子高齢化が進む中で、地域社会の維持・活性化を図るため、生活交通を維持し、住民の足を確保することが益々重要です。交通機関の利便性向上や交通事業者の生産性向上への支援はしっかりと取り組むべき課題と認識しております。交通機関の利便性向上や交通事業者の生産性向上への支援、IoTの活用等、「地域公共交通網の維持・確保事業」については、現在の「地域公共交通確保維持改善事業」により、幹線バス交通、デマンドタクシーをはじめとする地域内交通や離島の生活交通の維持、公共交通機関のバリアフリー化、地域鉄道の安全対策等の取組を支援します。またビッグデータを活用した渋滞解消対策などを推進します。

### ○「道路整備事業財政特別措置法」に基づく拡充措置等

道路整備に係る国の負担又は補助割合のかさ上げ措置については、わが国の道路を取り巻く政策課題への対応や地域の財政状況などを考慮しつつ、わが党でも議論を深め、将来にわたって安定的・継続的な予算の確保とともに、拡充等の必要な措置を講じていきたいと考えます。

## **3 将来にわたって持続可能な社会保障制度の確立**

### ○消費税率 10%への引き上げに伴う「社会保障の充実」(2.8兆円)の財源確保

増え続ける社会保障費に対し、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものにしていくため、消費税は重要な財源であると考えています。

社会保障の充実は、国民の将来不安を解消し、消費の下支えにもつながるものであり、消費税率を 10%に引き上げる際に予定されている「年金生活者支援給付金」や「低所得者の介護保険料軽減の強化」等の施策については、財源を確保し確実に実施します。

今般、安倍総理は、消費税の使途を見直し、消費税率 10%への引き上げに伴う増収分の一部を「少子化」に当たる教育費の負担軽減等に使う方針を示しましたが、すでに決定されている「社会保障の充実」分(2.8兆円程度)は変更すべきではないと考えます。

### ○国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止等

地方自治体が、子どもの医療費を無料化するなど窓口負担に独自に助成していることに対し、国が国民健康保険の補助金を減額措置することは、少子化対策に逆行するものであり、早急に見直すよう強く主張してきました。子ども医療に関する国保の減額調整措置を廃止し、市町村における新たな子ども医療の支援制度を拡充するなど、少子化対策を進めていきます。

### ○「地域医療構想」に基づく医療提供体制の整備、地域医療介護総合確保基金の拡充等

超高齢化が加速する平成 37 年に備え、持続可能な医療サービスを維持していくには、ニーズに応じた効率的な医療提供体制の整備は避けては通れない課題です。地域医療介護総合確保基金を確保し、病床の機能分化・連携はもちろん、在宅医療の推進や介護分野との連携など、地域医療構想の実現に向けた取り組みを推進します。

### ○地域包括ケアシステム構築支援、認知症対策の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して老後を暮せるようにするため、医療、介護、住まい、生活支援サービス等の支援を地域の中で一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の構築を加速します。また、地域全体で認知症高齢者を支えていく社会をめざし、認知症対策を総合的に推進する「新オレンジプラン」の初期集中支援等を促進するとともに、若年性認知症対策に取り組みます。

## **4 人口減少局面の打開に向けた地域の未来を支える人づくり**

### **○少子化対策の抜本的強化**

若者世代の結婚の希望を叶えるため、出会いの場の提供や相談体制の構築など地域の実情に応じた結婚支援を推進するとともに、住生活の充実等、新婚世帯への生活支援の拡充に取り組みます。地域少子化対策重点推進交付金を拡充し、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい地域を活性化させつつ、「結婚支援センター」などの支援拠点と専門員の相談体制の充実を図ります。

また、「子育て安心プラン」の着実な実行で、待機児童の解消や、小規模保育や延長保育・休日夜間保育等を充実させ、保育の受け皿を拡大するとともに、質の高い幼児教育を保証するために、すべての幼児（0～5歳児）を対象とした幼児教育・保育の無償化を2019年度までに実現します。その担い手である幼稚園教諭等の待遇改善をはじめとする人材確保策も同時に図ります。

さらに、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を着実に実施するとともに、妊娠から子育てまで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の全国への設置を加速します。

### **○子どもの貧困対策の抜本的強化**

貧困の連鎖防止・子どもの貧困対策の観点から、学習支援をはじめとした世帯全体への支援、就労・家計に関する支援、居住・生活支援等の一体的提供支援が重要となっています。日本の将来を担う子どもたちが、健やかに安心して暮らしていける地域社会の構築に向けて、低価格で食事ができる「子ども食堂」を各地で実施し、子どもの貧困を少なくしていくとともに、子どもの居場所づくりの貢献事業にも繋がります。

「子ども食堂」については、人材確保や自治体の補助制度の充実に努めます。また、より多くの自治体で「地域子供の未来応援交付金」活用の好事例を自治体に紹介しながら、自治体が積極的に利用できるように、周知徹底を図ります。さらに「フードセキュリティ社会」の確立のために、例えば食品を必要としている人や施設と食品事業者などをつなぐフードライフラインの整備等に取り組みます。

### **○保育士や介護人材の確保、処遇改善**

保育士・介護福祉士など介護従事者・障害福祉サービス等の従事者といった今後の福祉人材の確保のため、賃金引き上げやキャリアアップ支援等の待遇改善、働きやすい環境の整備、専門性の確保など総合的な取り組みを進めます。

保育人材や介護人材など潜在的な有資格者については、再就業促進を図るため、福祉人材センターにおける支援体制を強化するとともに、離職した潜在有資格者の登録制度の活用や再就職準備金の貸付制度、短時間正社員制度の推進などにより、再就業を支援します。

### **○観光人材の育成確保、ものづくり、AI・IoT導入への財政・人材支援**

観光人材の育成を強力に支援し、わが国の基幹産業として観光産業を成長させていきま

す。観光庁が推進する「観光人材育成支援事業」を強化・促進により、観光事業の経営人材、地域の観光を担う人材、現場で活躍する実務人材など幅広く育成・支援を進めていきます。実務人材では、高い資質の通訳案内士の確保も重要です。全国における有償ガイド行為も可能とし、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適な観光を満喫できるように環境を整備します。

日本の優れたものづくり基盤を維持・強化するため、より多くの事業者が「ものづくり補助金」を受けられるよう、さらなる拡充に取り組むとともに、企業が積極的に第4次産業革命に対応できるような設備投資支援の促進と、IoT等を用いた経営課題解決を図る専門家派遣を進めます。

### ○中小企業支援拠点整備

中小企業の深刻な人手不足を解消するために、事業承継を含めた様々な経営課題にワンストップで対応できる「よろず支援拠点」の設置や後継者のマッチングを支援する「事業引継ぎ支援センター」の相談体制の強化、専門的な知識を持った相談員の派遣強化を図ります。併せて、女性・高齢者のマッチング強化とリカレント教育などの充実とともに、IT専門家派遣による、ICT投資やIT人材育成を支援します。

## **5 大規模災害からの早期の復旧・復興と防災・減災対策**

### ○東日本大震災や熊本地震などの復旧・復興財源の確保、人的支援の強化等

東日本大震災、熊本地震等からの復興に向けて、公明党は一貫して被災者の方々に寄り添い、「人間の復興」の実現をめざし復興の加速に全力で取り組んできました。

「十分な復旧・復興財源の確保」については、被災者・被災地の皆様が安心と希望をもって復興に取り組めるよう、また被災地が主体的に「わが町」に誇りをもって新たな町を築いていけるための十分な財源確保とともに支援の取り組みに努めていきたいと考えます。併せて、被災者、被災地域のニーズは常に変化し多様化していることから、そうした現場へのきめ細やかな支援を促進します。

被災自治体における「人的支援の強化」、いわゆるマンパワーの確保・強化については、これまで実施してきた全国自治体からの職員派遣や、被災自治体による任期付き職員の採用等を支援するなど人材確保の取り組みを全力で後押ししていきます。特に福島では、新たに避難指示が解除された区域内において、介護・福祉、医療、教育等のきめ細やかな環境整備とともに生活拠点・インフラの整備を着実に推進します。併せて人材確保とともに、そこで働く人たちがやりがいをもって働き続けていけるような仕組みや環境づくりも促進します。福島の帰還困難区域については、5年後に避難指示を解除し、住民の居住を可能にすることをめざす「復興拠点」の除染やインフラ等の整備を着実に進め、やがて帰還される住民の方々が安心と希望をもって生活できる「新たなまちづくり」とともに、新産業の雇用創出や新たな住民確保にも全力をあげて取り組んでいきます。公明党提案の「福島イノベーション・コースト構想」を着実に推進し、地場企業を活用してのロボット関連や新エネルギー等の最先端産業を集積し、国内外の人材が集い、活力あふれ、世界が矚目す

る福島の地域再生を実現します。

被災地の風評被害対策については、正確な情報発信に努めるとともに、誘客に向けた宣伝・PRを徹底的に行うことで、観光業、農水産業、その他あらゆる産業分野における風評被害の払拭に全力を挙げて取り組んでいきます。特に福島産農産物については、世界でも厳しい安全検査を実施し、基準値を超える放射性物質は一切出ていないにもかかわらず、消費者以上に流通業者の間で風評にとらわれている実態などがあります。食品安全に関する国際認証「グローバル GAP（農業生産工程管理）」の効果なども検証しつつ、被災地の農業者の GAP 取得を後押ししていくとともに、安心・安全の農林水産品「ふくしまブランド」の育成・普及・アピールを促進します。

福島第一原発事故により福島からの避難者の子どもたちが各地でいじめに遭う事例もあり、正しい放射線教育の普及を図ります。具体的には放射線研究や教育の拠点「福島県環境創造センター」の視察を促すとともに、同県教育委員会が作成した放射線に関する学習教材の全国的活用など、放射線教育の充実を図ります。修学旅行など福島県への教育旅行の活性化に取り組みます。

「観光先進地・東北」の実現に向けた観光復興施策を強力に推進するとともに、新産業の創出などを通じて、東北の魅力・潜在力、活力を大きく引き出し、地方創生のモデルケースとなるような「新しい東北」を創造していきます。

熊本の観光振興を図る取り組みとしても JNTO による熊本の魅力発信や正確な情報発信等によるプロモーションの実施を促進するとともに、広域観光周遊ルート形成促進事業による、熊本への誘客促進のための旅行商品の開発、受け入れ環境整備などの取り組みに対する支援を強化します。

## ○津波対策や液状化対策、急傾斜地対策などの予算確保、インフラ老朽化対策等

地震や台風、豪雨など、日本ほど自然災害が多い国土はありません。インフラ整備は「防災・減災」とともに、経済発展の土台になっていく「成長のエンジン」であると考えます。わが党がかねてより強く推進してきた政策は、国民の命を守るとともに、地域経済に活力と成長をもたらす「防災・減災ニューディール」です。

津波対策や液状化対策、急傾斜地対策などの着実な推進や、広域的なりだんだんシーの確保のための国土軸の強化は「防災・減災対策」として極めて重要です。「防災安全交付金」や「社会資本整備総合交付金」など地方が自由に活用できる交付金についてさらなる予算の拡充も含めて推進していきます。

現状、津波対策では地方交付税措置率の高い「緊急防災減災事業債」の活用を促進を図ります。また新たな財政支援制度の創設や、インフラ老朽化対策債の創設については、党としても議論を深め検討します。

また、人口減少社会における生産性・機能性を高める「インフラマネジメント」を推進するとともに、社会インフラの維持・管理を担う技術者の確保・育成等を強化します。「インフラ長寿命化計画」に基づき、インフラの損傷が軽微なうちに計画的に修繕を行う老朽化対策を進めます。老朽化により維持管理・更新費用が増大するとともに、担い手不足が懸念されています。わが国が世界一の「インフラメンテナンス産業」を育成・発展させ、産学官民の知恵や新技術を総動員して、災害に強い国づくりを加速化すべきと考えます。

## ○防災庁(仮称)の創設、復旧復興基本法(仮称)の制定、必要な財政措置

世界一安全な国をめざし、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震などの大規模地震、水害、豪雨、土砂災害、火山災害などの自然災害に備えて、防災・減災対策に係るICT活用や研究開発を強化します。災害時には関係省庁が横串で互いによく連携することが求められます。大切なことは、国と自治体間において、日頃から関係業務に精通した専門的な職員・人材を育成するとともに、災害発生時には、直ちにこれらの職員・人材を被災地に派遣して、国と自治体との適切な役割分担の下、被災自治体が早期に復興に取り組める体制を整えることが必要です。そうした観点から災害発生時の、より速やかな初期対応を可能にするため、「災害庁」(日本版FEMA=緊急事態管理庁)の設置を視野に災害対策を担う専門的な人材の確保を図ります。首都東京の中核機能の東京以外での代替バックアップ体制の構築・強化を図ります。

復旧復興基本法(仮称)に関しては、現状では2013年に制定された「大規模災害からの復興に関する法律」があります。これは東日本大震災の教訓と課題を踏まえて、大規模災害発生後の円滑かつ迅速な復興が図られるよう、復興計画の作成や災害復旧事業に係る国等の工事代行などを規定したものです。その上で今後も足らざるところは法改正も視野に入れながら議論を深めたいと考えます。大規模災害からの復旧・復興は、被災状況や災害規模、その時々々の社会経済情勢などにより、対応が異なるとともに、復旧・復興のあり方が様々であることから、復興交付金等の制度化については議論を深め慎重に検討を進めていきたいと考えます。

## ○住宅耐震化の推進と耐震改修工事に対する補助制度の創設など

住宅耐震改修は重要な取り組みであり、耐震化を進めるためには、住宅の所有者の方々に耐震化の必要性等の理解を進めるとともに、費用負担の軽減策が重要です。

住宅所有者の費用負担を軽減するために、「防災・安全交付金」等を活用した地方自治体を通じた耐震診断・改修の助成を促進します。また耐震改修工事に対する補助制度の創設などについても議論し検討してまいります。

## ○災害救助法の見直し、生活再建支援など総合的な支援制度の構築

災害救助法による応急救助については「一般基準」では対応できないような被害状況の場合は、個々の災害の発生場所、規模、態様等を考慮し、被災状況に応じて必要な対応ができるよう「特別基準の設定」が可能となっていますが、今後も現場の実情などを踏まえて適切に対応したいと考えます。

被災者の生活再建支援のためのシステムについては、自治体の負担が少ない導入方法として、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から自治体に対し無償のシステムが提供されています。このシステム整備の普及・促進に努めていくとともに、運用の支援の充実を促進していきたいと考えます。

住宅再建支援では、大規模半壊以上の被害者に対しては最大300万円を支給する被災者生活再建支援制度や、半壊や一部損壊の方の場合は、災害救助法に基づく応急修理や住宅金融支援機構の災害復興住宅融資による支援があります。その他には被災県・市町村の独自

制度を組み合わせるにより、被災自治体と一体となって支援を行っています。今後も現場の実態を把握しつつ、被災者の生活再建のための総合的な支援制度などについて検討したいと考えます。

### ○地方自治体の行政機能喪失を想定した広域応援・受援体制の構築など

災害時における行政機能を喪失した地方自治体に対する広域応援・受援体制は、大変重要な課題です。特に東日本大震災以降、被災地に応援に駆けつけた他の自治体の職員を被災自治体が受け入れる「受援」が重視されています。災害時に他の自治体に人材支援を要請する場合、他の自治体の行政職員に依頼する業務などを事前に定めておき、受け入れをスムーズにする体制を整備することが重要です。同時に、災害廃棄物処理に関する応援要請があった場合も、専門の職員などを派遣できるように準備を進めることも重要です。そうした取り組みが事前に進められていくように促進していきます。

熊本地震の教訓を踏まえて、「被災市区町村応援職員確保システム」と「災害マネジメント総括支援員」制度の2つのシステムを、一体的に整備・導入することが政府において提言されておりますが、今後のシステムの具体的な運用等について検討していきます。

省庁間の縦割りの是正や、国と地方の役割分担の整理、応援体制の法制化等も含めて、党でも議論を深め検討・推進します。

## **6 誰もが希望を持って活躍できる働き方改革の推進**

### ○若者、女性、障がい者、高齢者など多様な人材が働きやすい環境整備

過重労働撲滅特別対策班など労働基準監督署の執行強化や、労働条件相談ほっとラインの利用促進など、若者の使い捨てが疑われる「ブラック企業」、「ブラックバイト」への対策を強化します。過労死等の防止や長時間労働是正のため、時間外労働に罰則付きの上限規制を導入するとともに、勤務終了時から翌日の始業時までには一定の休息時間を設ける「勤務間インターバル制度」の普及を促進します。

すべての女性が輝き活躍できる社会をめざし、男性の暮らし方・意識の変革、管理職を中心とした職場内の意識改革や法令・制度の周知徹底等を図りつつ、長時間労働を減らし、育児介護休業の取得を推進するなど、仕事と子育てや介護が両立しやすい職場環境づくりを推進します。また、各企業における女性活躍の状況を「見える化」し、多くの企業が自発的に取り組むよう促進するとともに、政治分野、行政分野等における女性の参画拡大を推進します。さらに、女性の健康を包括的に支援するための法律の早期制定をめざします。

農福連携やテレワークなど障がい者の就労・定着支援の強化に取り組みます。また、定年延長など高齢者の雇用確保に取り組む企業への支援を拡充するとともに、ハローワークにおける就労支援の充実やシルバー人材センターの機能強化に取り組みます。さらに、多様な活躍・就労の場づくりを推進するため、高齢者を含めた多様な人々が自発的に集まって、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなど経済活動を分野横断的に統合型で運営でき働ける新たな法人制度を創設します。

短時間勤務やテレワークなど時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進するため、

サテライトオフィスの整備やテレワークデーの普及を促進します。また、IoT、ビッグデータ、AI を導入し、生産性の向上を図るとともに、ムリ（設備や人への過負担）・ムダ（原価を高める要素）・ムラ（仕事量・負荷のバラつき）の削減を行い、付加価値の高いサービスや効率的な業務の運営が行えるよう設備投資等の支援を強化します。

非正規雇用の能力開発機会を充実させ、処遇改善や正社員転換を図るとともに、全国加重平均 1000 円をめざして最低賃金を引き上げ、所得向上に取り組めます。さらに、同一労働同一賃金を実現し、正社員の 6 割程度である非正規雇用の時間当たり賃金を、欧州並みの 8 割程度に引き上げることをめざします。その際、正社員の処遇を引き下げて対応しないよう取り組めます。具体的には、雇用形態に関わらず「合理的な理由」のない不利益取り扱いを禁止する法整備を行います。

中小企業・小規模事業者の働き方改革を支援するため、労働時間の短縮や「勤務間インターバル制度」の導入への助成金を大幅に拡充するとともに、最低賃金を年率 3 % 程度ずつ持続的に引き上げるため、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、業務改善助成金等を大幅に拡充します。また、「地域働き方改革会議」を活用し、賃上げの動きの拡大をめざすとともに、地域の特性に応じた働き方改革を進めます。

### ○地域女性活躍推進交付金の十分な財源確保

同交付金については、2017 年度から当初予算化され 2.5 億円が計上されています。本年 8 月、公明党は政府に対し、地域の実情に応じた女性活躍推進に取り組む地方自治体を一層支援するため、同交付金の予算確保と恒久化を要望いたしました。これを受け、内閣府からは 2018 年度予算の概算要求において、1 億円増の 3.5 億円が要求されたところです。引き続き、十分な財源の確保に努めてまいります。

交付金の活用については、真に実効性のある先導的な取り組みを支援する観点から、官民連携や地域間連携などが交付の要件とされておりますが、全国各地における活用を促進するため、好事例の収集および情報発信を推進していきます。

### ○「地域活躍応援基金（仮称）」の創設

地域の実情に合わせた地方自治体の取り組みを支援する目的で地域女性活躍推進交付金が確保されております。公明党はこの交付金の充実を図ることによって地方自治体の支援を継続的なものにしていきたいと考えています。引き続き、同交付金の恒久化と拡充を訴えていきます。

## 7. 活力溢れる地域経済の実現に向けた経済対策の推進

### ○中小・小規模事業者に対する支援

中小企業への資金繰りを円滑化し、経営基盤を安定させるため、信用保証制度や信用補完制度がより多くの中小・小規模事業者利用されるように周知徹底を図ります。安定した経営基盤の確保には海外進出も一つの選択肢となっており、海外進出をする企業を支援するため、「新輸出大国コンソーシアム（官民連携組織）」を活用し、海外ビジネスに精通

した専門家による総合的かつきめ細やかな支援体制を構築します。

併せて、親企業との取引が公正に行われるように、下請け等の取引改善を促すフォローアップ調査を推進するとともに、「下請ガイドライン」や価格交渉の際に、中小・小規模事業者が活用しやすいパンフレット等の周知徹底を行うなど、実効性の向上を図ります。

### ○地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組・生産性向上支援

本年7月末に施行された地域未来投資促進法に基づき、先端ものづくりや第4次産業革命に積極的に取り組む事業者の支援をより一層推進します。特にモノ・資金の流れを一体的に管理するAI・IoTシステムの導入やITに突出した才能を持つ人材育成を支援しつつ業務効率化を図り、企業の生産性向上を後押しします。

### ○観光産業の新たな税財源確保、「日本版DMO」の活用

観光産業は地方創生の柱であり、観光の「場所」とともに、地域で魅力ある生き方・働き方を実践する「人」が中心となり魅力を発信する「体験型・交流型観光」の推進が重要と考えております。そのために、地域の多様な関係者と連携して観光地域づくりを行う「日本版DMO」の活用は重要です。現在、DMOは地方創生関係交付金の活用などで対応していますが、これまで地方財政計画に計上してきた1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続的な確保など、引き続き安定的な財源確保に取り組んでまいります。また、2020年までに世界水準DMOの全国100組織の形成を目指して取り組んでいきます。

### ○農林水産物の重要品目への国境措置、競争力強化

日EU・EPA交渉の大枠合意を踏まえ、「総合的なTPP関連政策大綱」の改定において、自由貿易による経済効果を最大限に発揮されるように、日EU・EPA発効による日本経済への影響分析を進めるなど万全な国境措置を検討します。また、競争激化が予想される国産チーズのコスト低減、品質向上、ブランド化等を推進するほか、TPP発効後に実施する経営安定対策事業（牛・豚マルキン）の強化策の前倒しなど、必要な対策を講じます。

## 8. 自然と暮らしが調和したエネルギー政策の推進

### ○ベースロード電源とエネルギーシステム改革

新電力事業者が、ベースロード電源へアクセスできるように、旧一般電気事業者が保有するベースロード電源に関連する取引に対して、一定の制約規定や発電した電気の一部を、適正な価格でベースロード電源市場に供出することを旧一般電気事業者等に求める仕組みを検討します。併せて、小売り競争を活性化させ、電気料金を最大限抑制し、事業者の事業機会及び需要家の選択肢を拡大するなどベースロード電源市場の実効性確保策を検討します。

### ○再生可能エネルギー導入とFITの適正運用

国内にエネルギー資源が乏しい我が国が、その弱点を克服できるよう、再生可能エネル

ギーの最大限の導入を促進します。具体的には、エネルギーミックス（長期エネルギー需給見通し）により示された 2030 年の再エネ導入率目標（22%-24%）を着実に実現していくために、固定価格買取（FIT）制度の円滑化を図り、全国的な融通拡大、送電線の強化等を行い、より多くの再エネ導入を進めます。

### **○水素社会実現に向けた取り組み**

CO<sub>2</sub>フリーの「水素社会」実現に向けて、まずは、エネファームなどの水素を利用した家庭用燃料電池システムの低コストでの導入促進と、自動走行車や電気自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車を普及させるとともに、産学官が連携して水素ステーション等の設置を強力に推進し、事業の自立化に取り組みます。こうした取組を着実に実施し、水素社会の早期実現に向けて、水素エネルギーの利活用を加速してまいります。

## **9 地域の誇りを守り育む文化・スポーツの振興**

### **○東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の取組**

2020 年東京大会オリンピック・パラリンピック競技大会をスポーツだけでなく「文化の祭典」としても位置付け、全国津々浦々で文化プログラムを実施し、魅力ある日本文化を国内外へ発信するとともに、東日本大震災や熊本地震等からの輝かしい復興の姿をアピールしていきます。

### **○文化プログラムの展開などへの支援強化**

文化財や文化施設の集積地（日本遺産や上野地区等）を文化観光拠点として整備するために、それらの地域におけるソフトの文化プログラムやハードの周辺施設・設備を面として一体的に充実させ、2020 年以降にもつながるハード・ソフトともにしっかりと文化観光基盤をつくります。また、障がい者の個性と能力が発揮され、社会参加が促進されるよう、多様な障がい者芸術を幅広く振興し、発表や交流の機会の拡大をめざします。

### **○スポーツ・文化の成長産業化、トップアスリートやアーティストの育成・強化**

2020 東京大会の開催を契機に、国民の健康維持・増進の観点も含め、スポーツの振興やスポーツ産業の活性化・競争力強化を図るため、スポーツと観光、テクノロジー等の他産業との融合などの支援策を講じます。また、文化をビジネスとして成長させるために、伝統行事の通年度化支援や、文化財の解説の多言語化による情報発信、適切な処理、美装化、文化施設の機能強化など文化財への戦略的投資等を推進し、「文化財で稼ぐ」ための基盤を整備します。さらに、世界が注目し国民に夢と希望を与える東京大会の成功をめざし、トップアスリートの育成・支援など国際競技力の向上や施設整備などを加速化させます。

## **10. 危機事象に備えた体制整備**

## ○北朝鮮のミサイル・核への対応、国民保護への万全の措置

核実験や弾道ミサイル発射といった北朝鮮の挑発行為は、国際社会への重大かつ差し迫った新たな段階の脅威です。米国、韓国、中国、ロシアをはじめとする国際社会との連携と連帯を深め、制裁決議の実効性を高めるとともに、「対話と圧力」「行動対行動」の原則の下、核・ミサイル・拉致といった諸懸案の包括的解決に向けた取り組みを進めます。

国民の安全、安心と平和な暮らしを守り抜くため、多層防衛体制の着実な整備を進めます。加えて、Jアラート、エムネット等の緊急情報伝達体制を強化します。また、自衛隊の安全確保を含め、平和安全法制の適正な運用を積み重ね、法の趣旨を踏まえた実績の蓄積をめざします。

## ○原子力災害時の避難体制の整備等

東京電力福島第1原発事故の教訓を踏まえ、各都道府県において地域の実情やあらゆる想定を反映した地域防災計画が策定されるよう後押しするとともに、地域住民の不安が払拭されるような充実した避難計画となるよう支援を進めていきます。

また、災害発生時には、的確な情報が伝達されるようなシステムの導入とともに、要配慮者と言われる入院患者の方々への早期避難がしっかりと行われるような防災計画の整備を検討します。

## ○ヒアリなど特定外来生物への対策

グローバル化の進展により外来種が侵入するリスクは飛躍的に高まっています。その対策として、ヒアリなど特定外来生物の侵入拡大を防ぐ水際対策、初期段階における侵入経路の徹底調査とともに、国や関係自治体、輸入業者、港湾運送業者等が連携して駆除などに取り組むことが重要と考えます。国民への注意喚起や適切な情報提供を含め、引き続き、特定外来生物が発見された場所の継続的な調査を行うなど適切な対応に努めてまいります。

以上